

住民投票制度 ニュースレター

VOL.

～住民投票制度の創設に向けて～

平成 18 年 6 月

発行：  川崎市総合企画局自治政策部



これまでの検討の成果を『住民投票制度の論点と考え方』 として取りまとめました

川崎市住民投票制度検討委員会では、これまで計 8 回にわたって、住民投票制度の創設に向けた論点について検討を進めてきました。

このたび、これまでの議論を振り返り、広く市民のみなさんから住民投票制度に対するご意見を伺うため、『住民投票制度の論点と考え方』を取りまとめました。

『住民投票制度の論点と考え方』には、検討委員会で議論してきた 15 の論点について「検討の方向性」が示されています。

この「検討の方向性」は、すでに一定の結論としているものもあれば、両論併記的に考えが示されているものもあるなど、あくまでも現時点における検討委員会としての考えを示したもののとして整理されています。

検討委員会では、『住民投票制度の論点と考え方』などを市民のみなさんにご報告し、より多くの市民のみなさんと一緒に住民投票制度のあり方を考えるために、

《住民投票制度検討委員会・フォーラム

～「投票による新たな参加の仕組みを考える」～

を開催します。

市内 3 会場で開催する予定ですので、住民投票制度にご興味のある方は、お誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

- 登戸会場：6月25日(日) 13:00～15:00 / 多摩区役所
- 川崎会場：6月30日(金) 18:30～20:30 / ミューザ川崎
- 小杉会場：7月5日(水) 18:30～20:30 / 中原区役所

プログラム(予定)

住民投票とは
川崎市における住民投票制度の検討経過
住民投票制度の論点と考え方
会場との意見交換

3会場とも同じ内容です。ご都合のよい会場にてご参加ください。

事前のお申し込みがなくても、当日直接の参加も承ります。

お車でのご来場は、ご遠慮ください。

参加申し込みは、裏面のお問い合わせ先(総合企画局自治政策部)まで
ご意見もお待ちしております(裏面をご参照ください)

『住民投票制度の論点と考え方』の 15の論点

- 1 - 制度の目的
- 2 - 制度の位置付け
- 3 - 対象事項
- 4 - 投票資格者
- 5 - 住民投票の執行等
- 6 - 住民投票の発議
- 7 - 投票資格者名簿
- 8 - 実施区域
- 9 - 投票の形式
- 10 - 投票及び開票に関する事務等
- 11 - 情報の提供
- 12 - 投票運動
- 13 - 成立要件
- 14 - 尊重義務
- 15 - 再発議の制限期間

第6回～第8回検討委員会での議論

【第6回検討委員会で議論されたこと】

成立要件について

成立要件を設けるか否かについては、意見が分かれました。

【成立要件を設けるとする考え】

議会と市長に尊重義務が生じること、低投票率の場合の投票結果は住民の総意とは言えないおそれがあることなどを踏まえると、住民投票が成立するための基準を設ける必要があると考える。

成立要件を設けるとした場合、住民の“知る権利”を阻害しないという観点から、不成立であっても投票結果は公表されることが望ましい。

市が行う情報提供について

投票資格者が自らの判断に基づき投票を行うためには十分な情報を得られることが必要不可欠と考えられ、市は、公平性・中立性に十分留意して積極的に情報提供等を行う必要があると考える。

【成立要件を設けないとする考え】

そもそも諮問型の住民投票であること、高い成立要件を設けるとボイコット運動が行われるおそれがあることなどを考えれば、成立要件を設ける必要はないのでは。



【第7回検討委員会で議論されたこと】

設問及び選択肢について

対象事案の設問は、基本的に発議者の意向に基づいて設定することが望ましい。

選択肢は、投票結果の多様な解釈が生じないように、「二者択一で賛否を問う形式」が望ましい。

その後、委員会主催のフォーラムの進め方等について検討しました。



【第8回検討委員会で議論されたこと】

再発議の制限期間

再発議の制限期間を設けるか否かについては、意見が分かれました。

【再発議の制限期間を設けるとする考え】

同一事案で結果が異なると、どちらが真の総意か混乱を生じる。

【再発議の制限期間を設けないとする考え】

署名収集、投票運動というハードルがあり、禁止する必要性は低い。

報告資料のまとめについて

6月下旬～7月上旬に市内3会場で開催する予定の「住民投票制度検討委員会・フォーラム」に向けて、これまで検討してきた内容のとりまとめ作業を行いました。



詳しい議論の内容は、ホームページをご覧ください。

お詫び:「住民投票 - あの町この町」はお休みさせていただきました。

発行/お問い合わせ先: 川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL: 044(200)2028 / FAX: 044(200)3800 / E-mail: 20ziti@city.kawasaki.jp

《ご希望の方については、このニュースレターをメールで配信しています。メールにてお申し出ください。》

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>



ご意見をお待ちしています